

2019 年度 若手・女性研究者奨励金 レポート

研究課題	民事鑑定 of 積極的活用策に関する検討 — 知的財産訴訟を中心として —
キーワード	①鑑定、②知的財産訴訟、③人工知能

研究者の所属・氏名等

フリガナ 氏名	ウエムカイ テルヨシ 上向 輝宜	所属等	志學館大学 法学部 講師
プロフィール	私の専門は民事訴訟法で、特に、専門的な知識を必要とする訴訟について、日仏法を中心に研究しています。専門的な知識を必要とする訴訟は、様々な分野と密接に関わりを持つため、法学と他分野との橋渡しとなれるように尽力しています。		

1. 研究の概要

本研究は、わが国の民事鑑定制度について、知的財産訴訟と人工知能を題材に、その問題点の一つである、裁判所に出廷する専門家(以下、鑑定人とする)の不足に関して、わが国およびフランスにおける理論の構築のための研究を行った。

2. 研究の動機、目的

これまで、わが国の民事鑑定制度について、専門家の確保の困難という観点から、わが国およびフランスにおける民事鑑定制度に関して、あらゆる分野を含めた横断的検討を行ってきた(拙稿「フランスにおける鑑定人確保策の歴史と展開—全国司法鑑定人協議会のシャリエ委員長への聞き取り調査から示唆を得て」北大法学論集 67 巻 5 号 361—382 頁)。

この研究の背景には、従来のわが国の民事訴訟法学において活発に議論されてきた、民事鑑定に内包する 2 つの問題がある。

第一の問題は、わが国における民事鑑定制度では、そもそも専門家が、鑑定人となることに消極的であった、ということである。すなわち、専門家の多くは、鑑定人となることによって生ずる重大な責任を負うことを回避したい、通常の業務負担が多く、裁判所での業務まで行うことが困難であるといった理由から、鑑定人となることに消極的になっていた。

第二の問題は、いわゆる専門訴訟といっても各分野でその事情は異なっており、その特性に応じた制度について、各論的検討が十分になされていなかったということである。

この各論的研究について、これまでに医療関係訴訟について若干の検討を行ったが、その他の分野には、十分に検討が及んでいなかった。(拙稿「最高裁における鑑定意見の証拠評価について - 医療訴訟に限定して - 」志學館法学 19 号 141—154 頁)。その他の専門的知見を必要とする訴訟の代表例として、特許などの知的財産訴訟が挙げられるが、他の専門訴訟とは異なる多くの特色がある。一例として、知的財産訴訟は、専属管轄として一部の裁判所に事件を集中している一方で、専門技術的事項を欠くこと、その他の事情により、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、管轄の原則規定などの規定により管轄権を有すべき他の地方裁判所に訴訟が移送される(民事訴訟法 20 条の 2 第 1 項)、という他の専門訴訟とは異なる取り扱いがなされているのである。そしてこの制度は、「その他の事情」から、他の地方裁判所に移送された場合に、それぞれの地域で専門家を確保することに多くの課題が生ずる。例えば、近年急速に発展してきた人工知能(AI)の分野においては、知的財産訴訟が主として係属する大都市においても十分な専門家の確保ができていえない状況にあっただけ

ではなく、それが地方の裁判所に移送された場合には、専門家の確保にはさらなる困難が生じてきた。この問題の根底には何があるのか、このような問題意識から、本研究では、専門家の確保の困難の問題に着目して、知的財産訴訟と人工知能を題材に研究を実施することとした。

3. 研究の結果

これらの研究の結果、人工知能に関連する裁判では、そもそも人工知能・AI という言葉が曖昧で、一律の定義づけがなされておらず、人工知能が有する情報が裁判の争点となった場合に、その開示すべき情報の範囲が明確になっていなかったことがわかった（拙稿「営業秘密の保護と専門的知見の獲得-AI を題材にして-」志學館法学 21 号 131-141 頁）。

加えて、研究会で関連する報告を実施した際に、知的財産権訴訟においては、人工知能自体が特許訴訟として訴訟の対象になるという大きな特徴があり、人工知能の有する情報をその他の分野の訴訟で用いることを考えた場合には、そもそも訴訟類型による特徴がある以上、いたずらに他の分野においてもその利用を拡大しようとしても十分な成果を期待し難いのではないかといった指摘を受け、各論的研究の必要性をより一層感じた。

4. 研究者としてのこれからの展望

本研究の期間内で、これまで実施してきた民事鑑定が抱える問題についての横断的な検討を踏まえて、知的財産訴訟の分野の各論的検討を行った。すなわち、知的財産訴訟の特徴を中心に整理を行い、専門的知見に類する可能性のある人工知能を題材に検討した。

そして、この研究を通じて、人工知能が有する情報について、その情報を開示する範囲を設定する必要性および、裁判所は他の証拠方法と同様に、自由心証主義に基づいて自由に判断をすることができるのか、言い換えると、裁判所は、人工知能が有する情報に反する判断をすることができるのか、という新たな問題が生じた。人工知能が有する情報と専門家が有する情報（知識）を同様に扱うことができるとした場合には、現在、専門家の確保の困難の問題を抱えるわが国の民事鑑定制度の改善につながる可能性がある。もちろん、これは今後の科学の発展による影響を強く受けるため、現実的には今抱える問題である、専門家の確保の困難の問題を抜本的解決になるものではない。そこで、今後は、このような将来的思考を有する課題に取り組みつつ、現在に迫っている問題を検討していく。

具体的には、知的財産訴訟におけるわが国およびフランスにおける専門家の確保の困難について、今後の科学的発展によって、より顕在化するものと思われる知的財産訴訟における専門家の不足を予防するための方策を探求する。その後、この研究によって構築される理論モデルについて、これらの方策の実効性を検討する。その際、わが国およびフランスにおける実務家との協働から、より実践的な方策になるように検討を続けていく。

5. 社会に対するメッセージ

近年、科学の発展が急速に進み、私たちの生活をめぐる状況は大きな変化を見せています。多くのロボット、人工知能、AI と呼ばれるものの登場もその一つです。今回は、人工知能に着目し、人工知能に関連する情報の範囲をその保護という視点から検討し、それを裁判でどのように扱うのか、という問題について、その端緒となる研究を行うことができました。今回の研究を通じて、現在世間で注目を集めている人工知能だけではなく、陰ながら私たちの生活を支えてくれている人工知能まで、多くの人工知能が、私たちの生活に密接に関係していることを詳しく知ることができました。今回の支援金によって、裁判と人工知能の取扱いという、将来必ず訪れることが予想される問題について、多くの知見と研究課題を得ることができました。心よりお礼申し上げます。